

三位一体の支援

平成21年4月1日に施行された「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、平成23年6月に「神奈川犯罪被害者支援サポートステーション」が設置されました。

この結果、被害者等を中心に三者が相互に連携して情報を共有し、被害者等のニーズに応じた支援をチームとして支えることのできる、「神奈川方式」ともいべき独自の体制が構築されました。

